361

資料〔翻訳〕

張 広良

「中国における知的財産権侵害の民事救済」 第十章 知的財産権の民事救済と行政救済、刑事救済

小口彦太・胡光輝 共訳

まえがき

第一章 序論 (第83巻第1号)

第二章 訴訟前の救済 (第83巻第2号)

第三章 訴訟中の救済 (第83巻第4号)

第四章 訴訟終了後の救済―知的財産権侵害の民事責任― (第84巻第1号)

第五章 侵害の停止 (第一節~第二節 第84巻第2号、第三節~第四節 第84巻第4号)

第六章 損害賠償(第一節~第二節 第85巻第1号、第三節~第四節 第85巻第2号)

第七章 謝罪、影響の除去 (第85巻第4号)

第八章 特定の状況のもとで知的財産権の民事救済(第86巻第1号)

第九章 知的財産権侵害の訴訟時効 (第86巻第2号)

第十章 知的財産権の民事救済と行政救済、刑事救済(以下本号)

結 語

第十章 知的財産権の民事救済と行政救済、刑事救済

第一節 知的財産権の民事救済と行政救済

一 知的財産権の行政救済

知的財産権の行政救済とは、知的財産権者が権利侵害を受けたとき、行政機関に申立てることによって与えられた救済のことを指す。中国の知的財産権の部門法は、それぞれ権利侵害の行政救済についての規定を設けている。知的財産権の行政救済は、救済ルートにより、知的財産権行政管理部門による救済及び税関による救済の二種類に分けることができる。

(一) 知的財産権行政管理部門による救済

中国における知的財産行政管理部門は、著作権、特許権及び工商等の行政管理

部門を含む。著作権行政管理部門は、著作侵害事件の捜査・処理の責任を有し、 特許行政管理部門は、特許権侵害事件の捜査・処理の責任を負い、各レベルの工 商行政管理部門は、商標権侵害紛争及び不正競争をめぐる紛争事件の捜査・処理 の責任を負う。

知的財産権行政管理部門が権利者に与える救済方法は、以下の通りである。

1 権利侵害行為の停止命令

たとえば、中国の著作権法第46条、47条に規定する権利侵害行為について、 著作権者は、著作権行政管理部門に対して捜査・処理の請求を行うことができ る。権利侵害が認定された場合、当該部門は、権利侵害者に対して権利侵害行為 の停止を命じることができる。中国特許法第57条、商標法第53条にも類似の規定 がある。権利侵害行為に対する停止命令の性質が一種の民事責任方法なのか、そ れとも行政処罰措置の問題なのかについて、改正前の著作権法の実施条例第50条 は、権利侵害複製品の製作及び発行に対する停止命令を行政処罰の措置としてい た。しかし、停止命令は、権利侵害行為の民事責任であり、行政処罰ではないと いう主張もある。筆者は、後者の主張に賛同する。権利侵害行為の停止命令は、 中国の行政処罰法に規定する行政処罰の種類ではない。権利侵害行為の停止命令 は、関連行政管理部門が改正前の特許法、商標法の規定により、権利侵害者に対 し、権利者への損害賠償責任を負うように命じることと同様に、行政機関が民事 紛争を処理する行為に属し、民事責任の方法に属する。知的財産権の行政管理部 門による、権利侵害行為に対する停止命令の決定は、具体的な行政行為である。 もし権利侵害者が法律の規定により行政訴訟を提起せず、権利侵害行為も停止し ない場合、知的財産権の行政管理部門は、裁判所に対して強制執行を申請するこ とができる。

2 権利侵害者への行政処罰

知的財産権侵害紛争の類型が異なれば、行政管理部門の権利侵害者に与える行政処罰の種類も異なる。たとえば、著作権侵害紛争において、行政管理部門は、 不法所得を没収し、複製品を没収、破棄し、過料又は権利侵害製品の製造に用い

- (1) 中華人民共和国著作権法(2001年)。
- (2) 中華人民共和国特許法 (2000年)。
- (3) 中華人民共和国商標法(2001年)。
- (4) 郭学軍「責令停止侵権行為是行政処罰嗎? | 商標通訊2000年第2期、20~21頁。
- (5) 中華人民共和国行政処罰法第8条に規定する行政処罰の種類は、①警告、②過料、③不 法の所得・財務の没収、④生産・業務の停止命令、⑤営業許可・免許の一時停止又は取り消 し、⑥行政拘留、⑦法律・行政法規に規定するその他の行政処罰である。
- (6) 中華人民共和国特許法(1992年)第60条、中華人民共和国商標法(1993年)第39条。

る主な材料・道具及び設備を没収する等の行政処罰を行うことができる。特許侵 害事件では、特許管理部門は、違法所得を没収し、3倍以下の過料に処する等の 行政処罰を行うことができる。商標権侵害紛争の場合、工商行政管理部門は、権 利侵害商品又は権利侵害商品の製造や、登録商標の偽造に用いる主な道具を没収 し破棄することができ、かつ過料を科すこともできる。このほか、知的財産権侵 害紛争の類型が異なれば、行政管理部門が権利侵害者に与えることができる処罰 の条件も異なる。著作権侵害紛争の場合は、現行著作権法第47条によると、権利 侵害行為が同時に公共利益に損害を与え、又は悪質の場合に限って、著作権行政 管理部門が権利侵害者に行政処罰を与えることができる。特許権侵害紛争の場合 は、特許法第58条の規定によると、権利侵害者が特許を詐称する権利侵害行為を 行った場合しか特許管理部門が行政処罰を与えることができない。さらに商標権 侵害紛争においては、権利侵害者に権利侵害行為がありさえすれば、工商行政管 理部門は、商標法第53条の規定により、権利侵害者に処罰を与えることができ る。なぜならば、商標権侵害紛争においては、権利侵害行為により、商品または サービスの出所について消費者に混同をもたらしてしまうからである。この種の 行為に対する処罰は社会公共利益に対する保護を体現している。

(二) 税関による救済

知的財産権者は、中華人民共和国知的財産権税関保護条例(以下「知的財産権税関保護条例」という)の規定により、中国の税関に対してその知的財産権を保護するよう求めることができる。知的財産権者が税関に対して保護を求めた場合は、その有する知的財産権を税関に申告して記録してもらわなければならない。この種の記録は、税関に保護措置を求める前又は保護措置を求める際に税関に申請することができる。税関に申告済みの知的財産権について、税関は、知的財産権者の申請、あるいは職権により、当該知的財産権を侵害した疑いのある輸出入貨物を差押えることができる。税関に差押えられた権利侵害の疑いのある輸出入貨物について、税関、知的財産管理部門又は人民法院は、権利侵害したか否かの裁決を下すことができる。知的財産権税関保護条例第23・24条の規定によると、税関、知的財産管理部門又は人民法院により権利侵害貨物であることが認められた場合、税関はこれを没収し、状況に応じて処分し、たとえば著作権を侵害した

⁽⁷⁾ 同前掲注1、第47条。

⁽⁸⁾ 同前掲注2、第58条。

⁽⁹⁾ 同前掲注3、第53条。

⁽¹⁰⁾ 国務院1995年7月5日発布、1995年10月1日施行。

⁽¹¹⁾ 中華人民共和国知的財産権税関保護条例第6、15条。

⁽¹²⁾ 同上第17、18条。

貨物を破棄処分することができる。商標権侵害の貨物について、権利侵害商標を除去できない場合は、破棄する。権利侵害商標を除去でき、かつ利用可能な関連貨物である場合は、権利侵害商標を除去し、当該貨物を、社会公益事業に用いたり、法に則って競売を通じて非権利侵害者に売却して使用してもらうことができる。輸出または輸入貨物につき、他人の知的財産権を侵害していることを、明らかに知っているか、または当然知り得たはずの荷受人あるいは荷送人に対し、税関は、輸入貨物の到着港価格または輸出貨物の輸出港価格などの価格以下の過料に処することができる。

中国では、知的財産権に対する税関の保護は、Trips協定第3部第4節「国境措置に関する特別の要件」(Special Requirements Related to Border Measures)の規定と一致するだけでなく、同協定第4節の最低要求よりも高い面もある。たとえば、Trips協定第51条は、不正商標商品または著作権侵害物品の自由な流通への開放を税関当局が停止するよう、各加盟国は、当該協定と一致する「税関当局による解放の禁止」(Suspension of Release by Customs Authorities)手続を制定することができる、と規定している。しかし、ほかの知的財産権、たとえば特許製品の輸入や、知的財産権侵害商品の輸出について、Trips協定第51条は、各加盟国が相応の税関の通関禁止手続を規定するよう求めてはいない。中国の「知的財産権税関保護条例」は、そのいずれも規定している。

二 知的財産権の民事救済と行政救済の関係

中国の知的財産権法律体系の下では、一般の知的財産権侵害行為すなわち侵害の程度が行為者の刑事責任を追及するに足らない権利侵害行為に対し、権利者は民事救済を求めることも、行政救済を求めることもできる。これが、いわゆる「双軌制」である。中国の主な知的財産権法は、2000年~2001年の修正を経て、知的財産権行政管理部門が知的財産権侵害紛争を調査・処理する権限は一定の制限を受けるようになったが、知的財産権侵害をめぐる紛争処理の「双軌制」に変化が生じたわけではない。知的財産権の民事救済と行政救済の関係は、以下のいくつかの方面に及んでいる。

(一) 民事救済と行政救済は、2種類の並存した救済方法である。

⁽¹³⁾ 中華人民共和国知的財産権税関保護条例第22条。

⁽¹⁴⁾ たとえば、改正する前、知的財産権行政主管部門が権利侵害を認定した場合、権利侵害者に対して権利侵害行為を停止するように命じると同時に、権利侵害者に対して権利者の損害を賠償するように命じることができるが、法律が改正された後、知的財産行政主管部門は調停しか行うことができなくなり、調停が不調に終わった場合、この問題は裁判所によって解決するしかないのである。

知的財産権者が、同一の権利侵害紛争について、行政機関および司法機関に救 済を求め、もし申立事項が同じで、すでにいずれかの機関かが申立事項を審理し 調査・処理しているのであれば、もう一方の機関は、同一の紛争に関する同様の 申立事項について審理または調査・処理してはならない。すなわち、同一の紛争 につき、権利者は、同様の申立事項をもって行政機関および司法機関に同時に救 済を求めてはならない。たとえば、ある著作権侵害行為に対して、著作権者が、 著作権管理行政機関に訴え、権利侵害者への権利侵害行為の停止を命令するよう に求めた後、裁判所に同様の申立をするようなケースである。もし権利者が同一 の紛争につき、同時に2つの機関に救済を求めた場合、当該権利者は、その内の 1つの機関に対して救済申立を取り下げる権利を有し、当該機関はこれを認めな ければならない。しかし、実務では、一部の機関の個別の事件への対応をみてみ ると、このような問題への対処は充分であるとはいえない。たとえば、ある商標 権侵害事件においては、原告が裁判所に訴訟を提起する前に工商局に調査・処分 の申立を行っていたため、裁判所に訴訟を提起すると同時に工商局に対して調 査・処分の申立の取り下げを行ったが、当該工商局は、これを無視し、権利侵害 者に対し、権利者に数万元の損害賠償を命じると同時に、数十万元の過料に処す る決定を下した。もちろん、処罰決定そのものは、当該工商局の正当な行政行為 である。

知的財産権者は、権利侵害紛争について、法律により行政の調査・処分権および司法の救済権が与えられており、これらはまさに国家権力の体現である。もし行政機関または司法機関が、紛争中のある問題について処分を行い、かつ法的効力が生じたのであれば、別の機関は、再びこの問題を処分する権限を有しない。これは、また「一事不再理」の原則の体現であり、こうすることによって、国家権力の機能を充分に発揮することができる。しかし、中国では、一部の司法解釈は、明らかにこの種の考えに賛同していない。最高人民法院の「特許紛争事件を審理するうえでの法律適用問題に関する若干の規定」第25条は、裁判所が受理した特許権侵害事件について、すでに特許管理部門が権利侵害の有無をめぐって認定を行った場合でも、裁判所は当事者の訴訟申立に対して全面的に審査を行わなければならない。もしある特許権侵害事件について、特許権利部門が、調査・処分の対象である当事者の行為が権利侵害を構成すると認定し、かつ権利侵害の認定を受けている当事者が行政訴訟を提起していない場合には、当該決定がすでに法的効力が生じていると認定しなければならない。しかし、特許権者が提起した

⁽¹⁵⁾ この事件は、1993年に発生した事件であるため、工商部門は、賠償問題について依然として処理する権限を有する。

⁽¹⁶⁾ 法釈〔2001〕21号、最高人民法院2001年6月22日公布、2001年7月1日から施行。

損害賠償を求める民事訴訟において、被告(すなわち調査・処分を受けた者)は、 自己の行為が権利侵害を構成せず、賠償責任を負うべきではないと主張する可能 性がある。このような場合、筆者の考えでは、裁判所は、権利侵害を構成するか 否かの問題について改めて審査又は審理を行ってはならない。なぜならば、被告 の特許権侵害がすでに事実として確定しているからである。もし上記の司法解釈 に従うのであれば、特許法が特許管理機関に与えた特許紛争の調査・処分権能 は、完全に飾り物になってしまう。

(二) 民事救済は行政救済の補充である。

前述したように、中国の現行知的財産法体系において、行政部門は知的財産権侵害紛争に対して調査・処分を行い、権利侵害が成立するとした場合、調査を受けた者に対して権利侵害行為を停止するように命令することしかできず、損害賠償問題については調停する権限しか有しない。調停が不調に終わった場合、権利者は、裁判所に民事訴訟を提起するしかない。したがって、知的財産権侵害紛争を円満に解決するという視点から見ると、民事救済は行政救済の補充であるといえる。

(三) 民事救済及び行政救済は、基本的に同様の手続要件に符合しなければならない。

Trips協定第3部第2節は、「民事上及び行政上の手続及び救済措置」(Civil and Administrative Procedures and Remedies)について規定を設けている。すなわち加盟国は、この協定が対象とする知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者に提供する。被申立人は、主張の根拠を含む詳細な内容の書面による通知を適時に受ける権利を有する。当事者は、独立の弁護人を代理人とすることが認められ、手続においては、出廷を強制してはならない。手続においては、当事者は、証拠を提出する権利を有し、秘密の情報を保護するための手段を提供すると規定し、このようにして公正かつ公平な手続を確保している。また、同節第49条は、民事上の救済措置が紛争事案についての行政上の結果として命ぜられる場合には、その手続は、この節に定める原則と実質的に同等の原則に従う、と規定する。中国がWTOの加盟国となった以上、知的財産権に関するその民事救済手続及び行政救済手続は、Trips協定のこの要件に符合しなければならない。

第二節 知的財産権の民事救済及び刑事救済

一 知的財産権の刑事救済

知的財産権の刑事救済とは、司法機関が権利侵害行為者に対して刑事責任を追

⁽¹⁷⁾ Trips 協定第42条。

及することにより、知的財産権者に与える救済方法である。知的財産権の刑事救済は、刑罰を通じて知的財産権に関する犯罪を抑制する役割を果たし、権利侵害行為の拡大を防止し、知的財産権者の権利・利益を保護し、知的財産権制度の根本的な目的を実現する。

(一) 中国における知的財産権の刑事救済の歴史

1979年刑法は、1997年 3 月14日の第 8 期全国人民代表大会第 5 回会議において改正されたが、それまで、知的財産権の刑事救済方法は種類によって異なっていた。中国法でいち早く刑事救済を受けていた知的財産権は、商標権である。中国1979年刑法第127条が商標詐称罪を規定したことを受け、1982年商標法はそれに相応する規定を設けた。すなわち同法第 4 条は、「無断で他人の登録商標・標識を製造し、又は販売することを含み、他人の登録商標を詐称する場合、被権利侵害者の損害を賠償するほか、罰金に処することができ、司法機関が直接責任者に対して刑事責任を追及することができる」と規定する。1993年、商標法を改正する際、1982年商標法第 4 条を 3 項に改めると同時に、「商標犯罪についての補充規定」を採択し、1979年刑法について修正・補充を行い、他人の登録商標・標識を偽造もしくは無断で製造する罪、偽造し、もしくは無断で製造した登録商標を販売する罪、及び登録商標を詐称した商品の販売罪などの新たな罪名が設けられた。

特許権の刑事救済については、中国1979年刑法は規定していなかった。1984年特許法第63条は、特許許称罪すなわち「他人の特許を詐称した場合、この法律第60条の規定により処理する。情状が重大な場合、直接責任者に対して刑法第127条の規定により刑事責任を追及する」と規定した。

1979年刑法は、著作権の刑事救済についても規定していなかった。また1990年 著作権法も規定していなかった。著作権の権利・利益の保護を強化し、著作権侵 害及び著作権の関連権利・利益を侵害する犯罪を処罰するため、1994年7月5日 の第8期全国人民代表大会常務委員会第8回会議において、「全国人民代表大会

- (18) Trips 協定第61条
- (19) 中華人民共和国刑法第127条は、「商標管理法規に違反し、工商企業がほかの企業のすで に登録されている商標を詐称する場合は、直接責任者に対して、3年以下の有期懲役、拘役 又は罰金に処する」と規定する。
- (20) この3項の内容は、以下の通りである。「他人の登録商標を詐称し、犯罪を構成した場合、被権利侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。他人の登録商標を偽造・無断で製造し、又は偽造・無断で製造した登録商標・標識を販売し、犯罪を構成する場合は、被権利侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。登録商標を詐称した商品であることを明らかに知っているにもかかわらず、販売し犯罪を構成する場合、被権利侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。
- (21) 1979年刑法第127条は、登録商標詐称罪に関する規定である。

の著作権侵害の犯罪に懲罰を加えることについての決定」が採択され、刑法に対して補充規定が設けられた。これは、著作権に刑事救済を与える最初の単行刑事 法律である。当該決定を正しく適用するため、最高人民法院は、翌年に関連する 具体的な問題についての司法解釈を出した。

(二) 中国における知的財産権の刑事救済の現状

1997年 3 月14日、第 8 期全国人民代表大会第 5 回会議にて1979年刑法の修正案を採択し、中国における知的財産権の刑事救済は、新たな段階に入ったといえる。改正刑法第 3 章「社会主義市場経済秩序を破壊する罪」では、知的財産権侵害罪(第 7 節)についての規定を設けた。知的財産権侵害罪の法定刑が明確になっただけではなく、知的財産権の刑事救済の範囲も拡大された。たとえば第219条は、商業秘密の刑事救済の内容を設けている。1997年12月 9 日、最高人民法院裁判委員会第951回会議において「中華人民共和国刑法」の確定罪名の執行に関する規定が採択され、登録商標の詐称罪、登録商標を詐称する商品の販売罪(第213条)、不法に製造した登録商標・標識の販売罪(第215条)、特許詐称罪(第216条)、著作権侵害(第217条)、権利侵害複製品の販売罪(第218条)及び商業秘密侵害罪(第219条)を含む知的財産権侵害罪の罪名を明確にした。

中国刑法第3章第7節の規定からみると、知的財産権侵害罪というのは、ある類の罪名ではあるが、具体的な罪名ではない。したがって、知的財産権侵害罪の概念を正確に把握し、この類の犯罪の本質及び特徴を研究することはきわめて重要である。ある罪の概念を研究する際、当該罪の構成要件的特徴から研究すべきである。中国刑法の規定からみると、知的財産権侵害罪は、以下のような構成要件的特徴を有する。すなわち①当該罪の主体は、一般主体であり、自然人、法人のほかに非法人組織も本罪を構成することができる。②本罪の主観面は、故意であり、行為者は通常営利目的で他人の知的財産権を侵害する。③この罪の客体すなわち犯罪行為が侵害する権利・利益は、被害者の知的財産権・市場経済秩序及び社会公共利益を含む複雑な客体である。④本罪の客観面は、他人の知的財産権

⁽²²⁾ 最高人民法院1995年1月16日発布「全国人民代表大会常務委員会関于懲治侵犯著作権的 犯罪的決定若干問題的解釈」。

⁽²³⁾ 法釈〔1997〕 9号。

⁽²⁴⁾ この罪の客体は、権利者の知的財産権である、と主張する学者もいる(聶洪勇『知識産権的刑法保護』(中国方正出版社 2000年10月)(第1版)81頁。また、ある学者は、この罪の客体は2面あると主張する。すなわち、①知的財産権者の利益、②知的財産権法律制度と管理制度、市場経済秩序及び国家の経済成長である(梁華仁=朱軍「知識産権犯罪若干問題的探討」政法論壇2000年第2期)。筆者の考えでは、国家の経済成長は、この罪の客体とすることができず、なぜならば、知的財産権制度は経済成長を促進する目的を有するわけではないからである。筆者は、社会公共利益を知的財産権侵害罪の客体とする理由は、2つあ

を侵害し、悪質な行為である。知的財産権罪のこれらの特徴に鑑み、当該罪に関しては、故意に他人の知的財産権を侵害し、社会主義市場経済秩序を破壊し、社会公共利益を侵害し、情状が重大で、刑法により刑罰を受けるべき行為である、定義することができる。

知的財産権者が刑事救済をもとめ、行為者の刑事責任を追及するときは、公安機関に告訴し、公安機関が捜査を行い、公安機関が捜査を終了した後に検察院に移送し、検察院が公訴を提起する。また、知的財産権の刑事犯罪については、情状が特に重大であるか、もしくは特に重大な結果をもたらした場合を除き、3年の有期懲役を超えてはならず、一般に軽微な犯罪に属する。そのため権利者は中国刑事訴訟法第170条第2項に従い、裁判所に自訴を提起することができる。行為者が知的財産権を侵害した行為が法により刑事責任を追及すべきであることを証明する証拠を知的財産権者が有しているのに、公安機関または人民検察院が刑事責任を追及しない案件については、権利者は刑事訴訟法第170条第3項の規定により、裁判所に自訴を提起することができる。

二 知的財産権の民事救済と刑事救済の関係

(一) 民事救済と刑事救済の区別

1 民事救済は基本的な救済方法であり、刑事救済は特別な救済方法である。 知的財産権の民事救済は、すべての知的財産権侵害行為に対して救済を与えられるため、基本的な救済方法であるとされる。権利侵害行為が故意・過失の如何にかかわらず、あるいは権利侵害行為の情状が重大であるか否かにかかわらず、権利者は権利侵害者の民事責任を追及することができる。刑事責任は、知的財産

る。1つは、登録商標詐称犯罪・特許詐称犯罪のばあい、一般の消費者が当該商品の来源や 性質に対して混乱を来し、一般の消費者の利益、すなわち社会の公共的利益が損われるから である。その二は、知的財産権の犯罪行為は、知的財産権者の権益をかすめ取り、その創造 あるいは創作の積極性に打撃を与え、知的生産物の創出に影響を及ぼし、また社会の公共利 益を損うからである。

⁽²⁵⁾ 知的財産権侵害罪は通常の刑事犯罪であるが、人民検察院が直接知的財産を侵害する刑事犯罪に対して捜査することができるということを法律が規定していないため、中国刑事訴訟第18条により、知的財産権侵害罪の捜査権限は、公安機関しか行使することができない。

⁽²⁶⁾ 中華人民共和国刑事訴訟法第170条は、自訴事件として、次に掲げる事件を列挙している。①告訴してはじめて処理できる事件、②被害者が証拠をもって証明できる軽微刑事事件、③被害者は、自らの人身・財産上の権利を侵害した被告人の侵害行為が法によって刑事責任を追及すべきであることを証明することができるのに、公安機関又は人民検察院が当該被告人の刑事責任を追及しない事件。

⁽²⁷⁾ 李国光主編『知的財産権訴訟』(人民法院出版社 1999年8月)(第1版)168頁。

権の侵害行為に対応するものであり、権利者が必ずしもこの種の救済を得られる わけではないため、特別な救済方法であるといわれている。前述したように、中 国法では、情状が重大で故意に知的財産権を侵害する行為でなければ知的財産権 侵害罪を構成せず、行為者の刑事責任を追及することができない。したがって、 刑事救済は、すべての知的財産権侵害行為に適用できるわけではない。

それぞれの国の刑法及び知的財産権法規がどのような権利侵害行為に刑事救済を与えるかは、それぞれの国の立法および司法の理念によって決定される。米国特許法は、特許権侵害行為について刑事救済を規定していない。たとえば、中国法上の特許詐称行為に類似する False Markingは、米国特許法の規定によると、それに違反する場合、500米ドルの罰金に処されるが、悪質な特許詐称行為について、中国現行刑法第216条によると、行為者は3年以下の有期懲役または拘役で且つ罰金、あるいは罰金だけに処されることになる。なぜ中国の知的財産権法及び刑法は、悪質な特許詐称行為に対して刑罰を与えるのか。通常、一般の公衆は、特許製品は高品質製品であると認識しているため、この種の詐称行為は特許権者の利益を侵害するだけでなく、社会公衆の利益も侵害することになっている、と思われているからである。

Trips協定もすべての知的財産権侵害行為について、各加盟国は必ず刑事救済を与えるよう要求していない。当該協定第61条は、「加盟国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。……加盟国は、知的所有権のその他の侵害の場合、特に故意に且つ商業的規模で侵害が行われる場合において通用される刑事上の手続及び刑罰を定めることができる。」と規定するが、これは、決して強制的な規定ではない。中国の知的財産権法及び刑法は、商標詐称行為、海賊行為に対して刑事救済を規定しているだけでなく、他人の特許を詐称する行為、商業秘密を侵害する行為についても刑事救済を規定しており、Trips協定の最低要求を超えているといえる。

2 民事救済に比べると、刑事救済はさらに厳しい救済方法である。

⁽²⁸⁾ 特許を詐称する行為は、学者の解釈によると、特許製品に類似する製品又はその他の包装において、他人の特許標記及び特許番号を標記することであり、当該製品が、他人の特許製品であることを誤解させる行為を指す(王振清主編『北京知識産権審判案例研究』(法律出版社 2000年)(第1版)436頁。

^{(29) 35}U. S. C. §292_o

^{(30) 35}U. S. C. §292 (a)、米国特許法第292条 (b) の規定によると、何人も虚偽の特許標記 の行為者に対して、訴訟を提起し、処罰を求めることができる。500米ドルの罰金について、半分は、訴訟申立て人の所有に属し、残りの半分は、米国政府に属する。

知的財産権者に与えた刑事救済は、被告人に過料のような経済的処罰に関連す るだけではなく、被告人の人身自由の剝奪と制限の問題にも関連する。中国の刑 法の規定によると、知的財産権侵害の情状が極めて重大で、または結果が極めて 重大な場合、3年以上7年以下の有期懲役および罰金に処する。したがって、民 事救済に比べると、刑事救済はより厳しい救済である。この種の厳しい救済は、 知的財産権侵害の組織犯罪に対する処罰において「双軌制」を採用している点に も体現されている。つまり、単位を処罰するだけでなく、主な責任者をも処罰 する。この種の「双軌制」は、組織犯罪を処罰するために設けられたのであり、 組織犯罪を認定した場合、組織に対して処罰を行うだけでなく、組織の意思の下 で具体的に決定を下し、具体的な業務を担当し、組織犯罪行為を実施させた管理 者及び直接責任者をも処罰する必要があるとの考えにもとづいている。たとえ ば、北京第一中級人民法院が審理した最初の組織による著作権侵害事件では、被 告である北京市高嶺印刷工場が著作権を侵害したとして、5万人民元の罰金に処 された。当該印刷工場の法定代表者は、海賊版図書の印刷について決定する権限 を有し、副工場長は、方針決定及び印刷過程において主要な役割を果たしたとし て、2人とも著作権侵害罪を犯し、相応の刑事責任を負うよう命じられた。組織 による権利侵害の民事訴訟において、主要な責任者の行為は職務行為であるた め、権利侵害が成立する場合、組織だけが民事責任を負うことで足りるのであ り、個人が負う必要はない。つまり、民事権利侵害訴訟においては、「双軌制」 あるいは「ダブル賠償制度」は存在しない。これは、民事責任は主に被害者に対 する補償であるが、刑事責任は犯罪者を懲罰するという違いによるものであろ j.

刑罰は、ある種の厳しい法的責任であるため、厳しく制限する必要がある。そのため、1997年刑法は、罪刑法定原則を採用している。裁判所は、知的財産権者に刑事救済を与えるときもこの原則を適用しなければならず、犯罪行為に明文の規定がなければ、刑罰を与えてはならない。たとえば、登録商標を詐称する罪の場合、刑法213条の規定によると、当該罪の構成要件は、「登録商標の所有者の許可を得ず、同一の商品において登録商標と同じ商標を使用し、情状が重大な場合」と規定しており、もし行為者が登録商標の所有者の許可を得ず、同一の商品において登録商標に類似する商標を使用し、または類似する商品において登

⁽³¹⁾ 中華人民共和国刑法(1997)第220条。

^{(32) 1999}年8月14日の北京日報第9版の関連報道。

⁽³³⁾ 中華人民共和国刑法 (1997) 第3条は、「法律は、明文で犯罪行為であると規定している場合、法律の規定により罪を決定し刑罰に処する。法律が、明文で犯罪行為であると規定していない場合、罪を決定し刑罰に処してはならない」と規定する。

録商標と同じか若しくは近似する商標を使用した場合は、当該行為者の行為は、中国商標法第52条第2項の規定により、商標権侵害を構成するが、この行為は必ずしも登録商標詐称罪を構成するわけではなく、罪刑法定主義に従い、行為者の刑事責任を追及することができない。

知的財産者が裁判所に対して民事救済を請求する場合、権利侵害の認定及び権 利侵害の民事責任の確定について、裁判官は大きな自由裁量権を有するため、法 律は通常授権的規定を設けている。たとえば、商標権侵害の認定について、商標 法第52条は、「以下に掲げる事由の1つに該当する場合、登録商標専用権の侵害 となる。……(5) 他人の登録商標専用権を侵害しその他の損害をもたらした場 合」と規定する。商標権侵害事件において、被告が従事する行為は、当該条前4 号に規定する権利侵害行為に該当しないとしても、裁判所は、この条文の第5号 により被告の行為が権利侵害を構成すると認定することができる。また、著作権 侵害の民事責任負担において、中国著作権法第46条は、「以下に掲げる行為に該 当する場合、状況に応じて、侵害停止、影響の除去、謝罪及び損害賠償などの民 事責任を負わなければならない。……(11)その他の著作権侵害及び著作権に関 連する権利・利益を侵害する行為 | と規定する。著作権侵害事件において、裁判 所は、被告の行為が権利侵害を構成すると認定する場合、当該行為がこの条文の 前10号に規定する権利侵害行為に該当しないとしても、裁判所は、依然として第 11号の規定により、被告に本条に規定する民事責任を負わせることができる。不 正競争事件では、不正競争行為に対する認定について、裁判所は大きな自由裁量 権を有する。もし、被告の行為が不正競争防止法に規定する禁止行為に該当しな いが、裁判所はこの種の行為が正当性を有しないと認定すると、中国不正競争防 止法第2条に規定する基本原則ないし中国民法通則の基本原則により、被告の行 為が不正競争を構成すると認定し、相応の民事責任を負わせることができる。民 事救済において、裁判所は上記のような自由裁量権を有し、この点で刑法に規定 する罪刑法定主義とは、明らかに違う。

(二) 民事救済と刑事救済との関連

民事救済と刑事救済は、共に知的財産権の司法救済の範疇に属する。この両者は、内在的な関連性を有する。知的財産権者が人民法院に民事救済を求めたとき、裁判所は、審理過程において、権利侵害行為の情状が重大であり、あるいは不法所得の額が多額で犯罪の疑いのある事件であることが分かった場合、刑事訴訟法の規定と最高人民法院の関連司法解釈により直ちに公安機関に移送して処理しなければならず、被害者が刑事訴訟の自訴を提起するのであれば、裁判所が法により処理しなければならない。同様に権利者は、裁判所に対して刑事救済を提起したとき、刑事訴訟法に基づき、附帯民事訴訟を提起することができる。しか

し、注意しなければならないのは、刑事附帯民事訴訟の範囲は、一定の制限を受けている。最高人民法院の「刑事附帯民事訴訟の範囲問題についての規定」第1条は、刑事附帯民事訴訟の範囲は、人身権が侵害を受けることによって物的損害あるいは財物が犯罪により損害を受けている事件に限られ、被害者が犯罪行為により精神的な損害を受けていることを理由に附帯民事訴訟を提起した場合、裁判所は、これを審理しない。したがって、他人署名の美術作品を製作・販売する犯罪行為について、もし権利者が精神的な損害を受けていることを理由に附帯民事訴訟を提起した場合、裁判所は、これを審理しない。裁判所は、刑事附帯民事訴訟につき、被告に対して権利者が受けている財産的な損害を賠償するように命じることができ、これは民事救済の内容に属する。

結 語

知的財産権は、法律の調整を受けるものであり、文学・芸術・科学及び工商業活動において生じた無形物の帰属や使用の民事権利を規範化するために用いる。知的財産権は無形財産権・支配権であり、時間性と地域性を有する。複製可能というのは、知的財産法の特徴ではない。知的財産権侵害行為は、無断で知的財産権者が享有する排他的な権利または権利者のその他の利益に損害をもたらす不法行為である。

知的財産権侵害の民事救済の目的は、知的財産権者の利益を守るためである。 つまり、侵害行為を速やかに制止し、権利侵害行為によって権利者にもたらした 実際の財産損失および精神的な損害を賠償させ、権利侵害行為が知的財産権者及 び社会公衆にもたらした悪影響を除去するためである。それと同時に、社会公共 利益を守ることが、知的財産権制度の主な目的あるいは根本の目的の1つをなす ということを、裁判所が知的財産権者に救済を与えるときに考慮しなければなら ない。知的財産権は、私権である。この種の私権に救済を与えることによって社 会公共利益に重大な脅威をもたらす可能性がある場合、法律の天秤は、社会公共 利益に傾くべきであろう。

本書で述べてきた知的財産権侵害の民事救済体系は、訴訟前の救済、訴訟中の 救済及び訴訟終了後の救済という3つの部分によって構成されている。この3種 類の異なる救済の目的と内容は、決して同じではない。たとえば、救済の目的に

⁽³⁴⁾ 最高人民法院1998年7月20日発布の全国の一部の法院の、知的財産権裁判業務に関する 座談会紀要法 (1998) 65号。

⁽³⁵⁾ 中華人民共和国民事訴訟法(1996)第77条。

⁽³⁶⁾ 法釈2000〔47号〕、最高人民法院2000年12月13日公布、2000年12月19日から施行。

おいて、それぞれ異なっており、訴訟前の救済と訴訟中の救済は、権利者の合法的な権利・利益に回復不可能な損害を与えようとする、実施最中の権利侵害行為あるいはまさに加えようとされている急迫不正の侵害行為を速やかに制止し、関連の証拠及び財産を保全することを目的とする。訴訟終了後の救済は、権利侵害者に侵害行為を永久的に停止し、権利者の実際の損害を塡補し、権利侵害行為により権利者にもたらした悪影響を除去するよう命じることを目的とする。救済の内容についても、訴訟前の救済は訴訟前の差止命令、訴訟前の証拠保全、訴訟前の財産保全を含む。訴訟中の救済は、訴訟中の差止命令、訴訟中の証拠保全、訴訟中の財産保全及び権利者の知る権利の保護を含む。訴訟終了後の救済は、権利侵害者が負う民事責任において体現される。

中国法が規定する訴訟前の差止命令と訴訟中の差止命令の適用要件は、「被申立て人が実施している又は実施しようとする行為が権利侵害を構成するか否か」であるが、これはあまり合理的ではなく、「申立人の実体勝訴の可能性」に改めるべきである。もし申立人が勝訴の可能性を証明できれば、「もし差止命令を採用しなければ、申立人の合法的な権利・利益に塡補できない損害をもたらし得る」(これは、訴訟前又は訴訟中の差止め命令を採用するための要件の1つである。)と推定できる。知る権利の保護は、権利者が訴訟において得るべき重要な救済方法である。

知的財産権侵害者は、侵害の停止、損害賠償、謝罪および影響除去の4種類の 民事責任を負わなければならない。侵害停止の適用は、権利侵害行為が発生して いるかまたは発生する恐れがあることを要件とするが、権利侵害者に故意・過失 があるか否かを要件とするわけではない。知的財産権侵害の損害賠償の帰責原則 については、無過失責任原則又はその他の原則を採用するのではなく、過失責任 原則を堅持すべきである。賠償原則については、全部賠償の原則、公平原則及び 損益相殺原則に従うべきである。損害賠償額は、権利者の実際の損害、権利侵害 によって獲得した利益又は法定賠償により、確定することができる。この3種類 の方法については、権利者が選択する権限を有する。権利者が権利侵害を制止す るために支出した、弁護士費用を含む合理的な費用については、権利者が賠償し なければならない。謝罪は、知的財産権の中の人身権侵害を受けた場合しか利用 できず、この種の責任方法を知的財産権事件において濫用してはならない。影響 の除去の適用要件は、権利侵害が権利者の商業利益に悪影響をもたらし、及び権 利侵害行為が消費者を騙し、誤った方向へ誘導することを含む悪影響である。

知的財産権侵害の民事救済は、急迫不正の侵害への救済及び特許の暫定権利救済といった特定の状況下の民事救済を含む。急迫不正の侵害は、発生しようとする権利侵害行為である。急迫不正の侵害に対する救済方式は4種類あり、すなわ

ち訴訟前の差止命令、訴訟中の差止命令、訴訟終了後の差止命令(すなわち裁判所は、事件への判決を下すとき、被告に対してある行為を禁止することである。)及び被告に対して権利者が訴訟のために支出した合理的な費用を負担するよう命ずることである。特許の暫定的権利救済は、発明の特許出願後、権利が付与されるまでの間に、当該発明を実施するいかなる単位又は個人に対しても、出願者が適切な額の対価を支払うように請求する権利を有する救済方法である。

知的財産権侵害訴訟の時効期間は、普通の時効期間と最長時効期間に及ぶ。継続中の権利侵害行為について、原告が明らかに知っている又は権利侵害行為を当然知り得たはずの日から2年を過ぎてからはじめて訴訟を提起した場合は、もし原告が訴訟の提起時期が遅れたことについて合理的な説明ができれば、裁判所は、原告の侵害停止の訴訟申立を認容すべきであるが、謝罪・影響の除去などの請求については棄却しなければならない。原告が合理的な説明をすることができなければ、訴訟請求を棄却しなければならない。

知的財産権侵害の民事救済、行政救済及び刑事救済は、知的財産権侵害救済の体系を構成し、互いに密接な関連性を有する。たとえば民事救済と行政救済は、基本的に同様な手続に従うべきであり、民事救済は行政救済の補充的な役割を果たしている。知的財産権の刑事救済は、附帯民事救済が可能であり、民事救済が刑事救済を惹起することもあり得る。つまり、裁判所は、権利者が民事救済を求める事件において、知的財産権犯罪の手がかりを発見した場合、当該事件を公安機関に移送して処理を委ねることになっており、これによって、刑事救済手続が開始されることになる。